

第2次

いなべ市一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画

生活排水処理基本計画

【概要版】

令和5年3月

いなべ市

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画対象区域及び範囲	1
第4節 計画期間	1

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理体系	2
第2節 ごみ排出量及び総資源化量の推移	3
第3節 ごみ組成	4
第4節 ごみ処理の課題	4
第5節 ごみ処理計画の基本構想	5
第6節 第1次計画と関連計画（国及び三重県）の目標値と現状の比較	7
第7節 ごみ処理計画の目標値	8
第8節 行政・市民・事業者の役割	9

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理体系	10
第2節 生活排水処理形態別人口の推移	10
第3節 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量の推移	11
第4節 生活排水処理の課題	11
第5節 生活排水処理計画の基本構想	12
第6節 生活排水処理計画の目標値	13

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

「第2次いなべ市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、いなべ市（以下、「本市」という。）が定める計画です。

本計画は、一般廃棄物を取り巻く環境の変化、本市が抱えるごみ処理の現状及び課題を踏まえ、ごみの排出抑制やごみの適正な処理を進めるために、また、生活排水の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定により策定するものであり、本市の上位計画である「第2次いなべ市総合計画第2期基本計画」や、「桑名・員弁広域環境基本計画」に定められている一般廃棄物処理に関する事項を具体化させるための施策の方針を示すもので、本市における一般廃棄物処理に関する最上位計画です。

計画の策定にあたっては、国及び三重県が定める一般廃棄物に関する基本方針や処理計画等の上位計画や関連法令、各種制度等の内容に十分配慮するものとします。

第3節 計画対象区域及び範囲

本計画は、一般廃棄物を対象として、ごみ処理についての基本計画を定めた「ごみ処理基本計画」と、生活排水処理についての基本計画を定めた「生活排水処理基本計画」で構成しています。

第4節 計画期間

本計画は、令和4（2022）年度を計画策定期間として、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間で計画期間とし、令和9（2027）年度を中間目標年度とします。

なお、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合には、適宜見直しを行います。

表1 計画期間

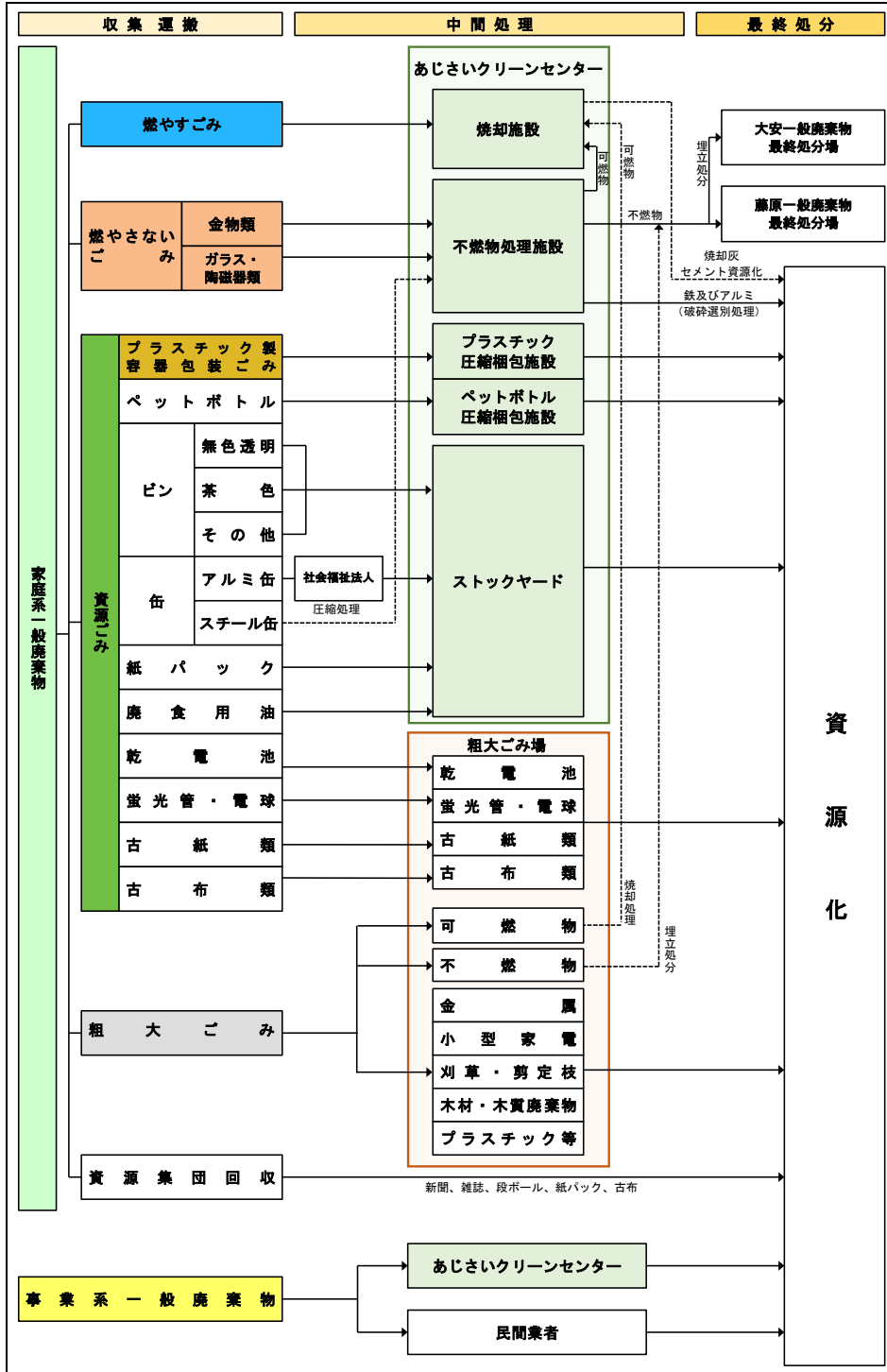
令和	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
西暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
本計画	計画初年度	→				中間目標年度	→				計画目標年度

↑
中間見直し

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理体系

ごみ処理体系は、市や委託業者による集積場を拠点としたステーション収集又は処理施設への自己搬入により収集運搬を行い、あじさいクリーンセンターや粗大ごみ場にて中間処理、そして再生事業者にて資源化又は市の最終処分場にて埋立処分を行います。



備考1：再生事業者にて、廃食用油及びプラスチック等は燃料化、刈草・剪定枝は堆肥化、木材・木質廃棄物はチップ化しています。
備考2：蛍光管・電球は北勢粗大ごみ場、大安粗大ごみ場及び藤原粗大ごみ場にて破砕処理しています。

図1 ごみ処理体系図

第2節 ごみ排出量及び総資源化量の推移

1 ごみ排出量

ごみ排出量（家庭系一般廃棄物排出量＋事業系一般廃棄物排出量）は、令和3（2021）年度では13,600tとなっており、増加傾向を示しています。また、1人1日当たりのごみ排出量は、令和3（2021）年度では827g/人・日となっており、増加傾向を示しています。

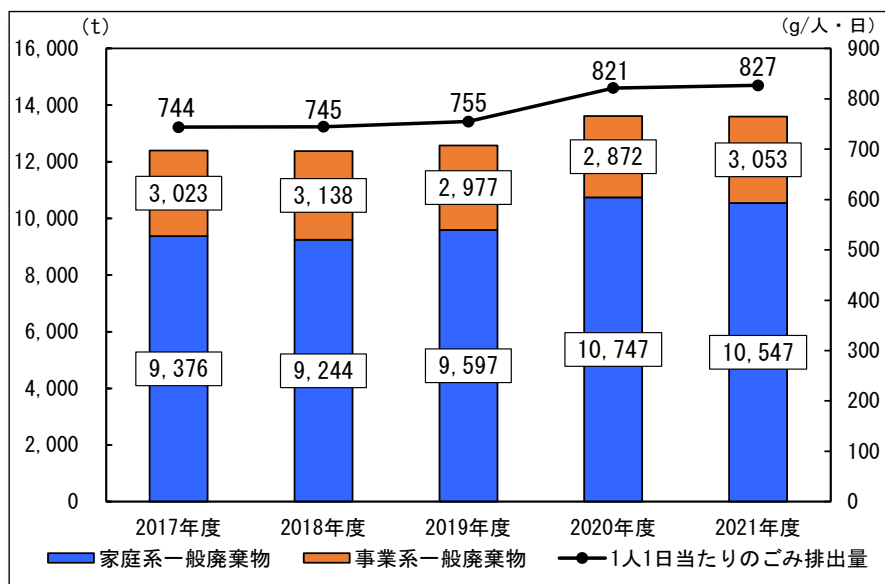


図2 ごみ排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移

2 総資源化量及びリサイクル率

総資源化量（再生利用量＋焼却残渣＋RDF生成量）は、令和3（2021）年度では2,872t、リサイクル率は、令和3（2021）年度では21.1%となっており、どちらも減少傾向を示しています。

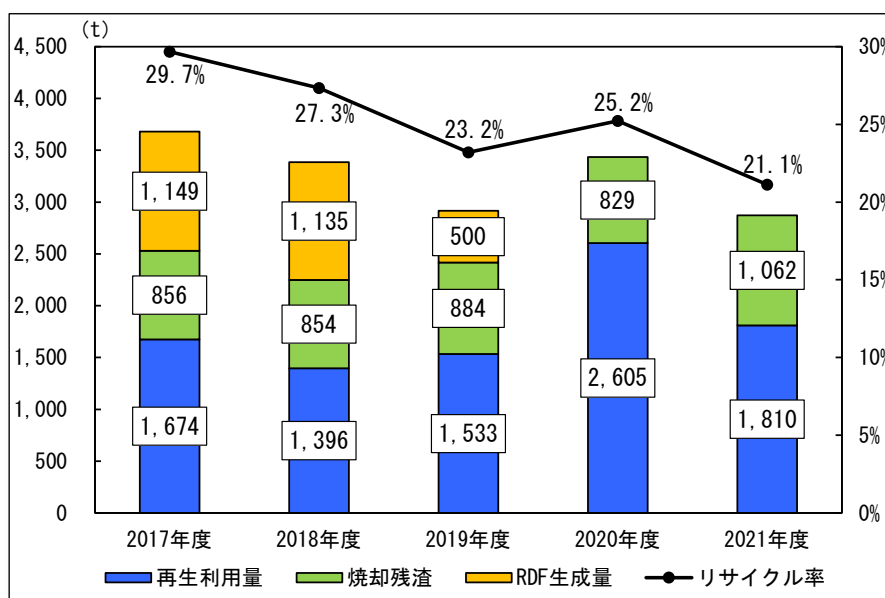


図3 総資源化量及びリサイクル率の推移

第3節 ごみ組成

本計画策定に合わせて、4町の内人口の多い北勢町及び大安町の2町の燃やすごみを対象に、ごみ組成調査を行いました。

調査結果より、燃やすごみの中には、資源ごみが32.5%含まれているため、資源回収を行うことが必要です。この資源ごみを、適正に分別すると約2,300tの燃やすごみの減量となります。また、生ごみ類が24.9%含まれているため、食品ロス等の削減を行うことが必要です。

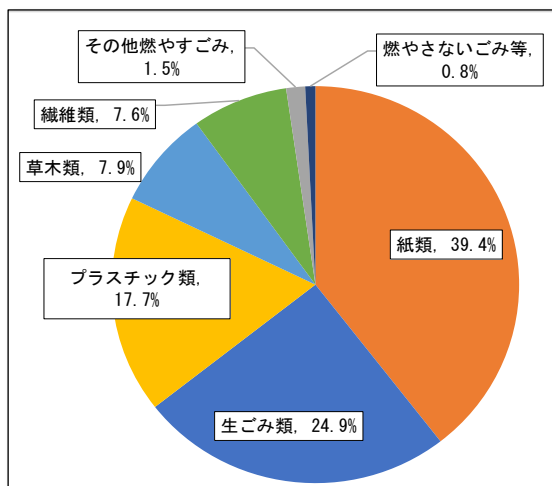


図4 ごみ種類ごとの重量組成

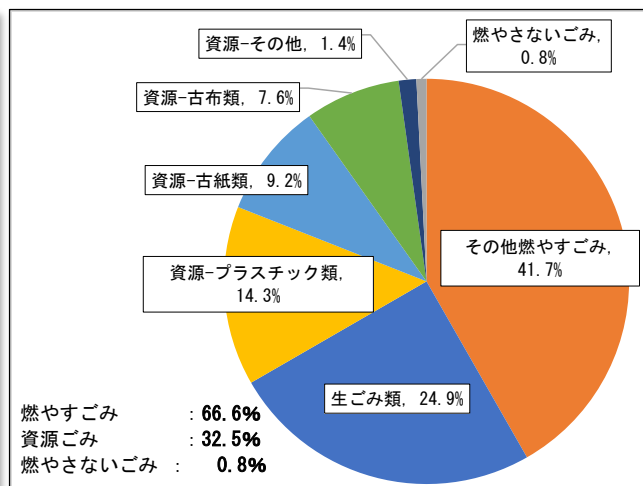


図5 ごみ分別区分ごとの重量組成

第4節 ごみ処理の課題

1 収集運搬の課題

自治会未加入者による集積場へ搬入のごみ出しに対する分別問題や不法投棄等の課題があるため、対応方法について検討する必要があります。

2 中間処理の課題

あじさいクリーンセンターは稼働後29年が経過しており、平成24(2012)年度から平成25(2013)年度にかけて施設延命化工事を行っています。令和9(2027)年度に更新時期を迎えるため、これを目標に今後の施設についての検討を行う必要があります。

3 最終処分の課題

最終処分場の容量には限りがあるため、資源回収の促進及び埋立ごみの減量化を行う必要があります。

4 ごみ発生抑制及び減量化の課題

ごみ排出量は年々増加しているため、排出抑制や減量化を行う必要があります。

5 再生利用の課題

燃やすごみの中には、約3割の資源ごみが含まれており、資源回収を促進するために市民への啓発を行う必要があります。

第5節 ごみ処理計画の基本構想

「第2次いなべ市総合計画第2期基本計画」では、本市の基本理念（いきいき笑顔応援のまち）を実現するために、「安全で自然と調和した暮らしづくり」を目指しており、そのために「循環型社会形成の推進」を図るものとしています。廃棄物処理については、第一に廃棄物の発生を抑制（Reduce：リデュース）、第二に廃棄物を再利用（Reuse：リユース）、第三に廃棄物を再生利用（Recycle：リサイクル）、第四に熱回収、そして第五にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分することが求められています。上記の考え方を、いかにして進めていくかが緊急の課題であり、これらを進めることが循環型社会づくりの基礎となります。「循環型社会形成の推進」を図るために、本市では3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を推進するとともに、本計画では

「さらなる循環型社会を目指して」～未来につながる いなべ市～

を基本理念に掲げ、行政・市民・事業者が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくものとします。

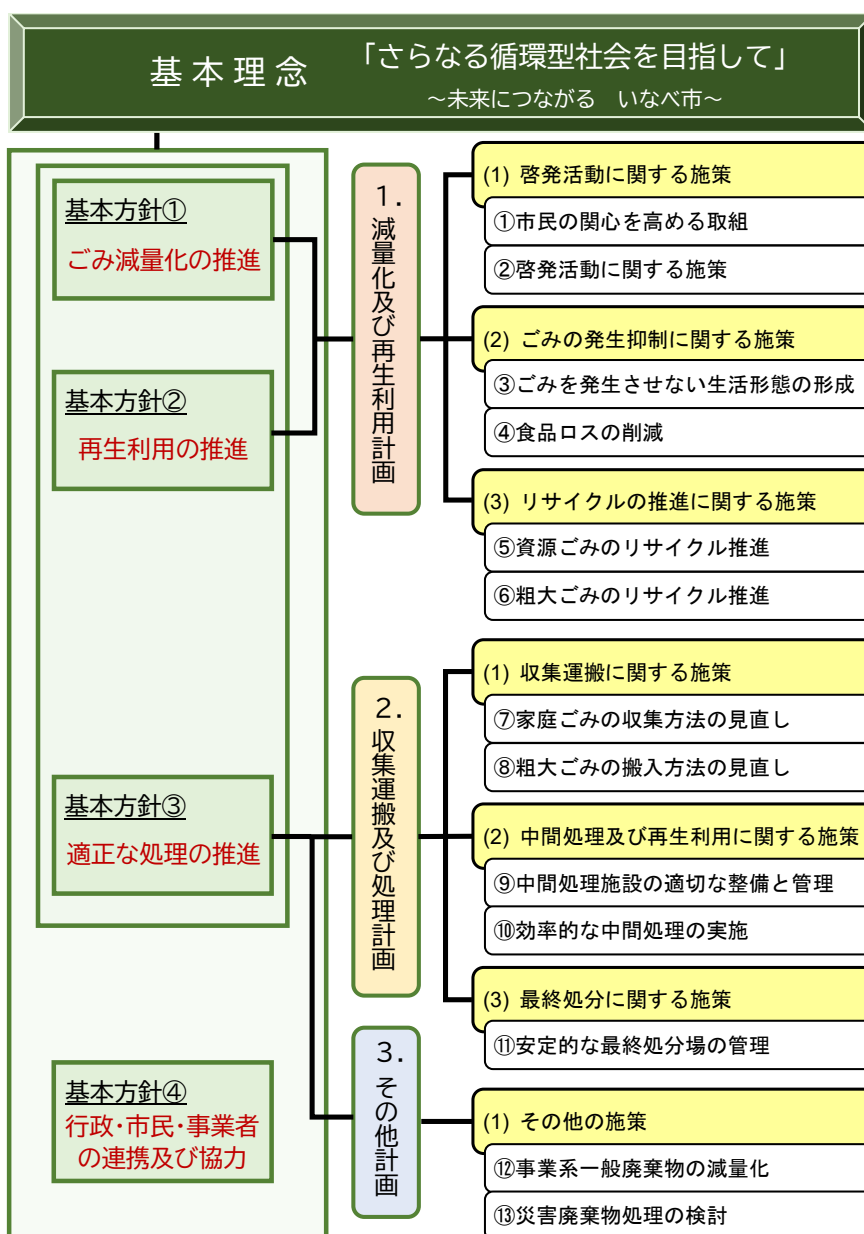


図6 ごみ処理施策体系図

1 減量化及び再生利用計画

啓発活動を中心にごみの発生抑制や資源化に取り組みます。

表2 減量化及び再生利用計画の施策

施 策	内 容
ごみ処理施設の見学と環境学習	ごみ処理施設において、市内の小学生や団体の見学を受け入れるとともに、公民館等において、出前講座を実施します。
ごみ分別アプリの活用	定期的なごみ分別辞典の更新やごみに関するお知らせ等を行い、ごみ分別アプリの利便性や普及率を高めていきます。
使い捨てプラスチックの使用抑制	使い捨てプラスチックの使用を抑制することで、ごみ発生を抑制します。
食品ロスの削減	食品ロスの削減に向けて、3010（さんまるいちまる）運動や3きり運動等の啓発を行います。
ペットボトルの水平リサイクルの実施	使用済みペットボトルを原料とし、再度ペットボトルにする（ボトルtoボトル）に取り組みます。
羽毛布団の再利用	使用済み羽毛布団は、再生事業者により羽毛として再利用を行います。

2 収集運搬及び処理計画

収集運搬、中間処理や最終処分各段階で施策を展開します。

表3 収集運搬及び処理計画

施 策	内 容
プラスチック製品の収集	「プラスチック資源循環法」の施行に伴い、プラスチック製容器包装ごみ以外のプラスチックごみの収集及び資源化等の検討を行います。
粗大ごみの個別収集	粗大ごみのごみ出し困難者への対応として、個別収集等について検討を行います。
ごみ処理施設の定期点検	施設の老朽化に伴い、処理能力が低下しているため適正な定期点検を行い、施設の維持管理を図ります。
職員の人員確保	中間処理を滞らせないために、適切な人員の確保や配置を行います。
最終処分場の管理	浸出水や地下水の水質検査を行い、適正な維持管理を行います。

3 その他計画

事業系一般廃棄物及び災害廃棄物について、以下の施策を実施します。

表4 その他の施策

施 策	内 容
展開検査	あじさいクリーンセンターに搬入を行うごみ収集車に、産業廃棄物等の不適切なごみが混入しないよう検査を行います。
災害廃棄物処理計画の見直し	近年、水害等が頻発する中で、本市の最新の状況に合わせた災害廃棄物処理計画の見直しを行います。

第6節 第1次計画と関連計画（国及び三重県）の目標値と現状の比較

1 基準値

現状の実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により、近年のごみ排出量の変動が著しいため、過去5年間の平均実績を基準値としています。

2 第1次計画の目標値と現状の比較

ごみ排出量及び最終処分量の目標値は現状達成している状況ですが、リサイクル率は未達成となります。

表5 第1次計画の目標値と現状の比較

区 分	ごみ 排 出 量	リサイクル率	最 終 処 分 量
現 状 (基準値)	778g/人・日	25.2%	109t
第1次計画の目標値 (令和4年度)	1,000g/人・日	41.4%	1,465t
達 成 状 況	達成	未達成	達成

3 関連計画（国及び三重県）の目標値と現状の比較

ごみ排出量は、第四次循環型社会形成推進基本計画及び三重県循環型社会形成推進計画の目標を達成しています。リサイクル率は、国が定める基本方針、三重県循環型社会形成推進計画及びごみゼロ社会実現プランの目標を未達成となります。最終処分量は、ごみゼロ社会実現プランの目標を未達成となります。なお、三重県循環型社会形成推進計画の目標については三重県内全ての最終処分された量のため比較を行っていません。

表6 関連計画の目標値と現状の比較

区 分	ごみ 排 出 量	リサイクル率	最 終 処 分 量
現 状 (基準値)	778g/人・日	25.2%	109t
国が定める基本方針 (令和2年度)	—	約27%	—
達 成 状 況	—	未達成	—
第四次循環型 社会形成推進基本計画 (令和7年度)	850g/人・日	—	—
達 成 状 況	達成	—	—
三重県循環型 社会形成推進計画 (令和7年度)	902g/人・日	27.3%	三重県内でのごみ排出の うち最終処分された量 10,000t
達 成 状 況	達成	未達成	—
ごみゼロ社会実現プラン (令和7年度)	—	50.0%	三重県内総ごみ排出のう ち最終処分された量 0t
達 成 状 況	—	未達成	未達成

第7節 ごみ処理計画の目標値

1 ごみ排出量

市民や事業者への啓発や指導等を通じ、使い捨てプラスチックの使用抑制や食品ロスをはじめとした生ごみの減量化等の施策を効果的に推進し、73g/人・日のごみ排出量削減を図ります。

表7 ごみ排出量の目標値

区 分 \ 年 度	基準値	令和9年度	令和14年度
ごみ排出量	778g/人・日	734g/人・日 (-44g)	705g/人・日 (-73g)

備考：（ ）内は基準値からの削減量になります。

2 リサイクル率

燃やすごみの中に含まれていたプラスチック製容器包装ごみ、ペットボトル、古紙類及び古布類等の資源ごみを適正分別し、3.4%のリサイクル率向上を図ります。

表8 リサイクル率の目標値

区 分 \ 年 度	基準値	令和9年度	令和14年度
リサイクル率	25.2%	28.1% (+2.9%)	28.6% (+3.4%)

備考：（ ）内は基準値からの増加率になります。

3 最終処分量

燃やさないごみや粗大ごみから資源回収の促進、埋立ごみの減量化により、18tの最終処分量削減を図ります。

表9 最終処分量の目標値

区 分 \ 年 度	基準値	令和9年度	令和14年度
最終処分量	109t	99t (-10t)	91t (-18t)

備考：（ ）内は基準値からの削減量になります。

第8節 行政・市民・事業者の役割

1 行政の役割

ごみの減量化及び再生利用を図るため、行政・市民・事業者の三者間の連携を密にとります。また、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。

表10 行政の役割

方 策	役 割 及 び 内 容
環 境 教 育 ・ 啓 発 活 動 の 充 実	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生や中学生等を対象とした環境学習を積極的に行います。 ● 広報紙やごみ分別アプリを活用した啓発活動を行います。
生ごみ減量化及びリサイクルの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 「生ごみ減量化事業補助金制度」の普及推進に努めるとともに、必要に応じて見直していくものとします。 ● 資源ごみの適正な分別を促進させるために、収集方法の見直しや支援を行います。
再 使 用 及 び 再 生 品 使 用 の 促 進	<ul style="list-style-type: none"> ● コピー用紙、トイレットペーパー等の事務用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材の再生使用に努めます。

2 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者として自ら発生抑制に努めるとともに、1人ひとりが物を大切に使う意識を持ちます。また、市が行うごみの減量化及び再生利用に関する施策に協力します。

表11 市民の役割

方 策	役 割 及 び 内 容
使 っ 捨 て 容 器 ・ 商 品 等 の 使 用 抑 制	<ul style="list-style-type: none"> ● 詰め替え用容器式商品の購入により、日用品のプラスチック製容器を削減します。
生ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫する等して残さず食事をします。 ● 生ごみは極力水切りするとともに、生ごみ肥料化容器等を活用して家庭内での減量化に努めます。
不用品の再使用	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクルショップやフリマアプリ等の利用を行い、家庭の不用品を売却し再利用に取り組みます。
資 源 ご み 等 の 分 別 排 出	<ul style="list-style-type: none"> ● 古紙類（新聞・雑誌・段ボール）及び古布類等は、資源として粗大ごみ場や集団回収へ分別排出します。

3 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理を行います。また、市が行うごみの減量化及び再生利用に関する施策に協力します。

表12 事業者の役割

方 策	役 割 及 び 内 容
ごみ排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所で使用するオフィス用品や作業着等は、再生利用品を積極的に使用するよう努めます。 ● 事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。
製 造 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努めます。
流 通 及 び 販 売 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品小売業では、消費期限前に商品棚から商品を撤去することを見直し、売れ残りを減らすとともに、在庫管理を徹底します。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理体系

現在、本市では公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による生活排水の処理を行っております。

第2節 生活排水処理形態別人口の推移

本市の生活排水処理形態別人口は、令和3（2021）年度末現在において、計画処理区域内人口44,164人のうち42,864人について、生活排水の適正処理がなされており、水洗化・生活排水処理率は97.1%となっています。

表13 生活排水処理形態別人口の推移

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口		45,485	45,527	45,602	45,250	44,763
計画処理区域内人口		44,690	44,804	44,911	44,541	44,164
水洗化・生活雑排水処理人口	水洗化・生活雑排水処理人口	43,166	43,294	43,440	43,120	42,864
	水洗化・生活雑排水処理率	96.6%	96.6%	96.7%	96.8%	97.1%
	コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽	381	377	367	355	325
	公共下水道	37,792	38,051	38,766	38,560	38,441
	農業集落排水施設	4,993	4,866	4,307	4,205	4,098
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）		1,334	1,321	1,287	1,244	1,137
非水洗化人口	非水洗化人口	190	189	184	177	163
	し尿収集人口	190	189	184	177	163
	自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口		795	723	691	709	599

備考：住民基本台帳に登録されている翌年度の4月1日現在の人口となります。

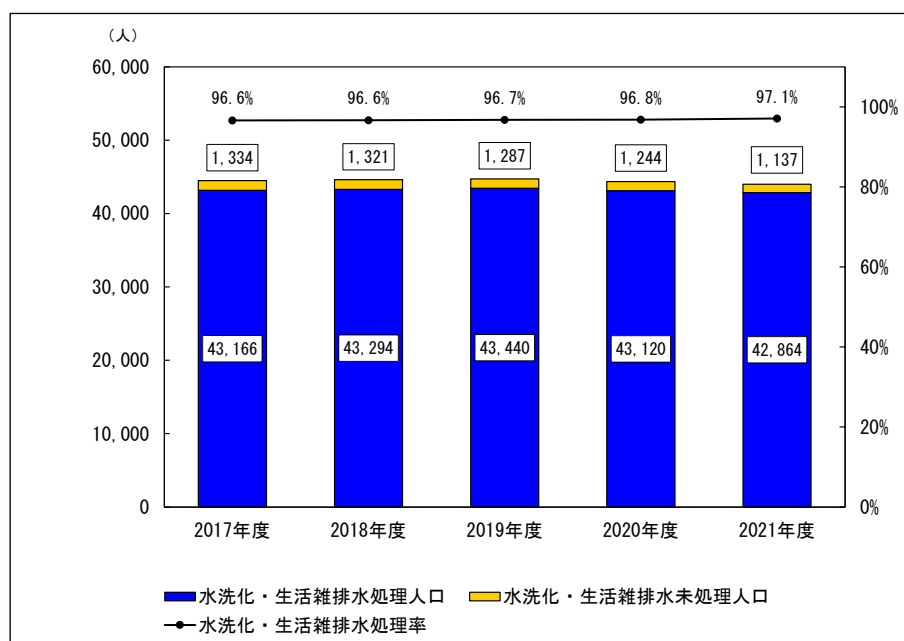


図7 生活排水処理形態別人口の推移

第3節 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量の推移

本市のし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量は、令和3（2021）年度において6803.7kL/年となっています。

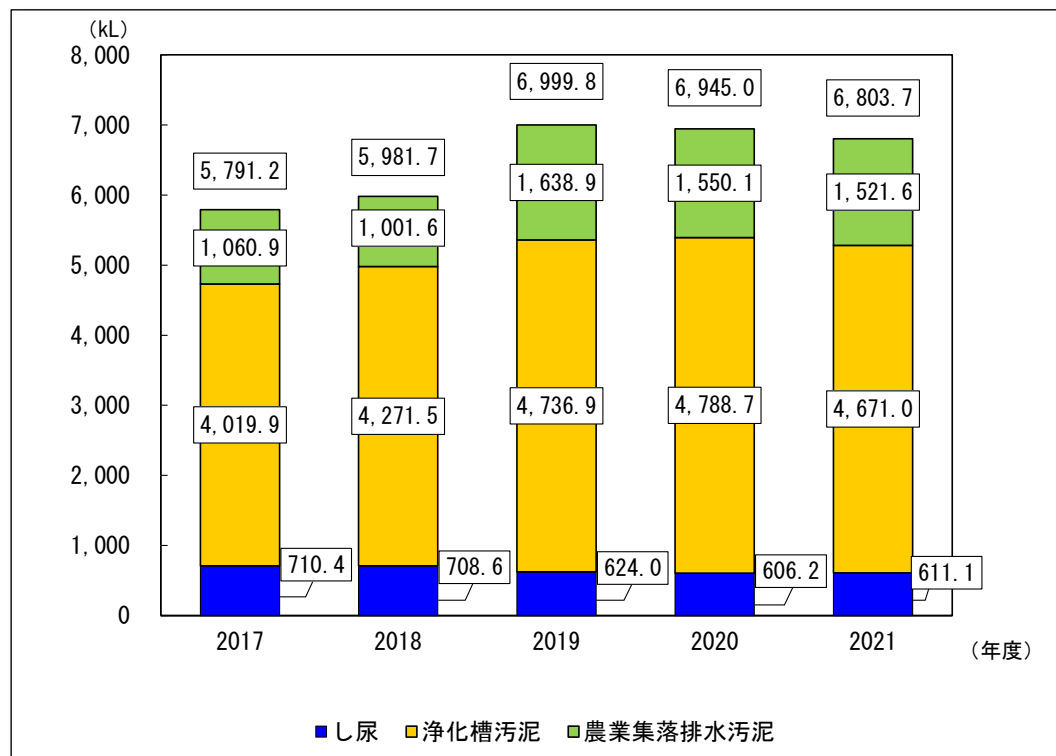


図8 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量の推移

第4節 生活排水処理の課題

1 公共下水道の整備

令和3（2021）年度における公共下水道整備率は95.7%に対して令和7（2025）年度目標値は100%となっています。

公共下水道の整備を促進する一方、雨水対策や地震対策、既存施設の老朽化対策への投資がこれまで以上に増大しており、公共下水道の維持管理等が課題となります。

2 公共下水道及び農業集落排水接続率の向上

公共下水道や農業集落排水施設が整備されていても、接続されていない世帯もあり、生活排水処理の向上につながっていない状況です。

施設の整備費や維持管理費等の経費は、施設の使用料等により賄われており、健全な経営の観点からも接続率を高めることが重要です。

3 未処理の生活排水

単独処理浄化槽は、生活雑排水が未処理な状態のまま公共用水域に放流されるため、公共用水域の水質汚濁の原因の一つとなっており、計画処理区域内は、公共下水道又は農業集落排水への接続、計画処理区域外は、合併処理浄化槽への転換又は設置が必要です。

第5節 生活排水処理計画の基本構想

近年、SDGs において、適切な方法による下水処理やごみ処理等の衛生設備が整った環境で暮らせることを目標としています。本市でも生活排水処理に関し、より一層の生活排水処理施設の整備に努め、一般家庭等から生じる生活排水を衛生的に処理していきます。

本計画では

「きれいな水環境の創造を目指して」～暮らしの調和 いなべ市～

を基本理念に掲げ、快適な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図ります。

また、し尿、浄化槽等汚泥及び農業集落排水汚泥の処理にあたっては、適正処理を推進していくとともに、汚泥等の有効利用を推進していきます。

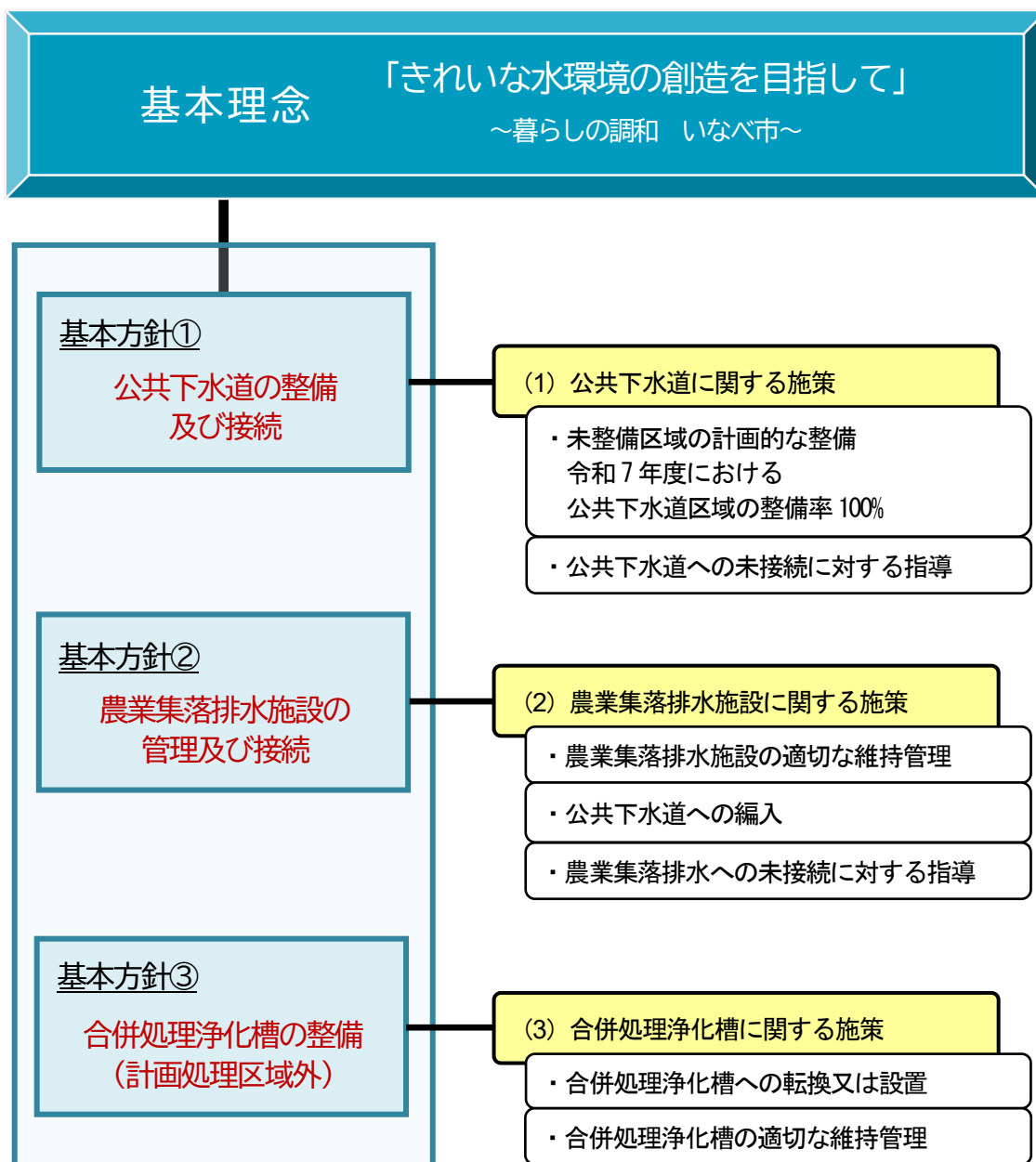


図9 生活排水処理施策体系図

第6節 生活排水処理計画の目標値

1 生活排水処理形態別人口

公共下水道や農業集落排水施設を整備し、適正な生活排水処理を行っていきます。

表14 生活排水処理形態別人口の目標値

単位：人

区 分	年 度	令和3年度	令和9年度	令和14年度
計 画 処 理 区 域 内 人 口		44,164	42,917	41,635
水洗化・生活雑排水処理人口		42,864	42,408	41,459
水洗化・生活雑排水処理率		97.1%	98.8%	99.6%
コミュニティ・プラント		0	0	0
合併処理浄化槽		325	127	44
公共下水道		38,441	39,766	39,221
農業集落排水施設		4,098	2,515	2,194
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		1,137	445	154
非水洗化人口		163	64	22
し尿収集人口		163	64	22
自家処理人口		0	0	0
計 画 処 理 区 域 外 人 口		599	550	500

2 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量

計画処理区域内のし尿汲取り、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から、公共下水道又は農業集落排水施設への接続を図っていきます。

表15 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量の目標値

単位：kL

区 分	年 度	令和3年度	令和9年度	令和14年度
し 尿		611.1	500.0	400.0
浄 化 槽 汚 泥		4,671	4,400	4,200
農業集落排水汚泥		1,522	900	800